

特定者用定期乗車券発売規則の一部改正（2023年2月10日九州旅客鉄道株式会社公告第19号）

現行	改正
<p data-bbox="577 248 651 276">(前略)</p> <p data-bbox="159 331 293 359">(旅客運賃)</p> <p data-bbox="129 373 1108 448"><b>第5条</b> 特定者用の通勤定期乗車券の定期旅客運賃は、第3条第1項に規定する通勤定期乗車券に対する定期旅客運賃を3割引したものとする。</p> <p data-bbox="562 588 667 616">(以下略)</p>	<p data-bbox="1585 248 1659 276">(前略)</p> <p data-bbox="1173 331 1308 359">(旅客運賃)</p> <p data-bbox="1137 373 2116 528"><b>第5条</b> 特定者用の通勤定期乗車券の定期旅客運賃 <u>（旅客規則第66条の規定により鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合にあってはその合計額）</u> は、第3条第1項に規定する通勤定期乗車券に対する定期旅客運賃を3割引したものとする。</p> <p data-bbox="1585 595 1691 622">(以下略)</p>

附則

九州旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則（1987年4月1日九州旅客鉄道株式会社公告第9号）の一部を改正し、2023年3月18日から施行します。